



第12号

発行者

阿見町農業委員会

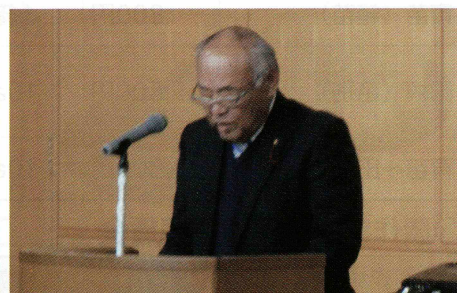
編集者 編集委員会

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

電話 029-888-1111

E-mail: nogyojimukyoku-ofc@town.ami.lg.jp

農業委員会稲敷郡協議会全体研修会が阿見町で開催されました!



農業委員会稲敷郡協議会（阿見町、稲敷市、牛久市、河内町、美浦村、龍ヶ崎市）の全体研修会が昨年12月3日に阿見町総合保健福祉会館（さわやかセンター）で開催されました。総勢124名の農業委員及び農地利用最適化推進委員が参加する中、講師に、茨城大学学術研究院応用生物学野教授の西川邦夫氏を招き、「令和の米騒動と農業委員会に期待される役割」をテーマにご講演いただきました。今回の研修を生かし、当委員会でも農家さんの安定した農業経営をサポートしていきます。

【写真は、全体研修会の様子】

農業委員会県南連絡協議会の視察研修を実施しました

令和7年度は、上記稲敷郡協議会のほか、農業委員会県南連絡協議会も阿見町が幹事市町村となっており、大田市場（東京都大田区）や見晴し園（山梨県笛吹市）等の視察研修を開催しました。

【写真は、視察研修の様子】



農業体験を実施しました!

農業委員会では、毎年、子どもたちを対象とした農業体験事業を実施しています。昨年6月にはジャガイモ（品種：トウヤ）掘り体験を実施しました。

【写真は、ジャガイモ掘り体験の様子】



農作業標準賃金表（令和8年度）・農地の貸借情報

作業名	賃 金	単 位	摘 要
プラウ耕起(田・畑)	7,000円	10a	
田耕起(ロータリー)	5,500円	10a	
代掻	8,000円	10a	
耕起～代掻	13,500円	10a	
畦塗り	55円	1m当たり	
育苗(箱苗)	800円	1箱	硬化苗
田植(苗別)	6,500円	10a	条件により割増とする
育苗～田植(苗込)	22,000円	10a	苗持込

作業名	賃 金	単 位	摘 要
刈取～乾燥・調整	44,000円	10a	刈取～袋詰めまで倒伏等の条件により割増とする
乾燥・調整	2,500円～ 3,000円	60kg	生乾燥～袋詰めまで
籾摺り(色選込)	1,000円～ 1,500円	60kg	玄米 60kg当たり
全利用(田)	79,000円	10a	苗持込
畑耕起(ロータリー・ トラクタ)	5,500円	10a	
畑除草(バロネス)	11,000円	10a	条件により割増とする
麦刈取～調整	33,000円	10a	刈取～袋詰めまで倒伏等の条件により上限とする

※消費税別 ※燃料費等は、請負者負担とする

○農作業臨時雇用標準賃金

作業名	賃 金	単 位
田植	8,600円	一人当たり 8時間
田植除草	8,600円	
稲刈	8,600円	
その他農作業	8,600円	

※茨城県の最低賃金を上回ること

○農地の貸借数（令和7年1月～12月中に設定分）

	田		畑	
	使用貸借	賃貸借	使用貸借	賃貸借
利用権の設定	0 筆	0 筆	0 筆	0 筆
農地中間管理事業	45 筆	544 筆	76 筆	85 筆
*農地法第3条	0 筆	0 筆	0 筆	1 筆

※区分地上権、地役権設定を含む

※下線の賃金については、令和8年度より改正された賃金になります。

農地の貸借の種類と農地中間管理事業特例事業（農地の売買）について

●農地の貸借について

農地法第3条

農地法に基づく農地の貸借方法です。

農業者年金の経営移譲年金を受給するために利用される場合に、親子間での使用貸借を設定する等があげられます。

農地中間管理事業

農地中間管理機構（県農林振興公社）を仲介とした農地の貸借方法です。

貸借の設定期間は原則10年以上となります。

利用権設定

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借方法です。貸借期間が満了すると自動解約となります。

※令和5年4月1日法律改正により、利用権設定の制度が廃止されました。設定期間満了までは有効です。その後の賃借は、右記のいずれかを活用いただくことになります。

●農地の売買について

これまで町における農地の売買は、農地法第3条許可による所有権移転がほとんどでしたが、一定の条件を満たした場合、農地中間管理機構が行う特例事業（売買）を推奨しています。

本事業のメリット・要件についてご紹介します。

メリットは

- ①公益団体である公社が間に入ることで安心感
- ②届出・許可申請・登記手続き等は公社
- ③譲渡所得税の控除（最大800万円まで）

適応要件は

- ①農業振興地域・農用地区域内の農地
- ②買受人が主として農業経営に従事
- ③買受人の農地取得後経営面積が基準面積以上
※阿見町の経営基準面積は2.10haです

令和7年度の
売買実績

売渡人数：2人
買受人数：2人
件数：2件
筆数：5筆
面積：9,635㎡



※手数料として、売渡人及び買受人ともに、土地代金の2.5%を公社に対して支払います。

●農地の売買をお考えの人は、農業委員会までご相談ください!!

農地転用には許可等の手続きが必要です 自己所有農地であっても必要です！

農地を農地以外として利用する場合は、農地転用の許可（届出）が必要となります。一時的な転用や、自己所有農地の場合も対象となります。工事のための資材置場や、駐車場なども該当します。農地への残土搬入は原則不許可ですので、行為を行う前に必ず事前に農業委員会にご相談下さい。

許可を受けずに、農地からの転用行為を行った場合には、農地法違反により罰則の適用もあります。また、許可申請については、農業委員会の定例総会に諮ることとなりますので、右記の日程にご注意下さい。

なお、他法令等の調整を要する場合にも、併せてお願いいたします。



資材置き場にした



青空駐車場にした



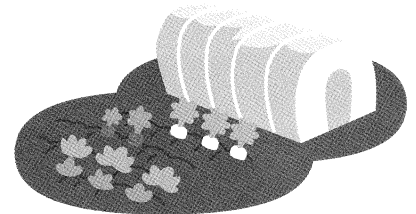
農業用施設を建てた

定例総会の日程等

●審議案件（許可申請等）の受付期間は、毎月 25 日までです。

※25 日が休庁日の場合は、前平日までとなります。

●定例総会は、原則翌月 10 日に開催を予定しております。



農地を相続した場合は、 届出が必要です

相続等により農地を取得した場合は、農業委員会にその旨の届出が必要となります。

また、農地を相続したけれども、耕作を行うことが難しい場合等については、農業委員会へご相談下さい。

畑の土ぼこりを減らしましょう！ （風食防止対策）

毎年、春先になると強風が生じ、畑からの土ぼこりが通行人や近隣の住宅を悩ませています。

農業委員会では、畑からの土ぼこりを減少（風食防止）させるために麦の種を無料配布しています。6 月に申込の受付を行っていますので、ぜひご利用下さい。

ヤミ耕作は違法です！ 農地の貸し借りは「農地中間管理事業」 を活用しましょう！！

約束や任意の契約書による相対契約での農地の貸し借りは「ヤミ耕作」と言って違法な貸し借りになります。ヤミ耕作は、権利関係が曖昧となるため、トラブルの原因となります。

また、当事者同士が存命であるうちは、良好な貸し借りができていたとしても、世代交代が進むと連絡先が不明となり、賃料の支払いや受領ができなくなるトラブルが発生することも懸念されます。

農地の貸し借りは、農地中間管理機構をととした公的な賃借権の設定による、安心した農地の貸し借りを活用しましょう。

注：ヤミ耕作は、農地法違反となり3年以下の拘禁刑または 300 万円以下の罰金が科せられる可能性があります。また、20 年以上にわたり賃借していた場合、民法上、耕作者に賃借権を取得される場合があります。

農地法第 3 条の許可取得後、 3 年間は耕作が必要です

農地法第 3 条許可申請により、所有権移転または賃借権設定等の許可を受けた場合、これまで受入は、許可後 1 年間耕作することとしていましたが、農地法の改正に伴い、5 反要件（改正前は、5 反以上耕作していることが許可要件）が廃止され、新規就農や家庭菜園でも許可を受けることが可能となりました。

法改正後は、実質どなたでも農地が取得できるようになったことから、従前の許可後 1 年間耕作という短い期間では、1 年後に農地転用や転売されることが懸念されるため、令和 8 年度許可案件より、許可後 3 年間耕作することに変更になりました。

農地の取得をお考えの人は、取得後の作付け計画をしっかりと立てた上で、許可申請をお願いします。

新規就農者を紹介します



いいだ はるき
飯田 晴紀さん
令和 6 年 5 月
認定新規就農者



植え付け後のネギ

主な就農場所：若栗地区
ナス、ショウガ、サトイモ、
ケールなどの栽培に取り組んでいます。



やまざき しゅん
山崎 駿さん
令和 7 年 3 月
認定新規就農者



植え付け中のジャガイモ

主な就農場所：飯倉・大形地区
ジャガイモ・タマネギ・白菜の
栽培に取り組んでいます。

阿見サンクラブ（阿見町農業後継者団体）の紹介



次世代の農業を担う若手の農業後継者や新規就農者が集まった団体です。仲間同士の交流や情報交換などをもとに、お互いに農業経営のサポートを行っています。

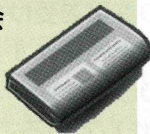
さわやかフェア等のイベントへの出店、子どもたちへの「さつま芋掘り体験」の提供など様々な活動を行っています。興味のある方・入会を希望する方、農業委員会事務局までご連絡をお待ちしております。

【写真：昨年 10 月のサツマイモ掘り体験の様子】

全国農業新聞を購読しましょう!!

購読料：月 900 円
(送料、税込)
毎週金曜日発行

お申込みは、農業委員、
農地利用最適化推進委員
又は農業委員会
事務局まで
ご連絡下さい。



農業者年金に加入して老後の生活を安心サポート

農業者年金は、次の 3 つの加入資格を満たせば、どなたでも加入できます。

- 【加入資格】①年間 60 日以上農業に従事。
②国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者を除く）。
③ 20 歳以上 65 歳未満の者（60 歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）。

【農業者年金の主な特徴】

- ①農業者なら広く加入可。②積立方式・確定拠出型を採用。
③保険料は、原則月額 2 万円から千円単位で自由に選択。
④年金は、終身年金。⑤税制面の優遇措置あり。
⑥政策支援加入で、保険料の国庫補助あり。

安定した老後生活に備えるため、国民年金に上乗せした公的な年金制度ですので、ぜひご加入をご検討下さい。

農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会事務局又はお近くの JA まで

編集後記

今年度より、農業委員・農地利用最適化推進委員は横張会長のもと、新しいメンバーで心機一転スタートしました。

さて、近年の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加に加え、資材の高騰、記録的な気候変動による農産物の収量低下と厳しい状況にあります。特に「令和の米騒動」による異常な米の高騰などは厳しさを増しており、農業経営や生活に大きな影響を及ぼしています。

このような状況の中であって、町では、昨年度策定した「阿見町地域計画」に基づき、持続可能で発展する農業を構築していくことが重要であると考えます。

そのために、当委員会としても、これまで以上に農地を守り・活かす取組みや担い手の育成、情報活動など地域に根差した活動に努めてまいります。



編集委員会

委員長 本間 保
委員 大塚 芳夫
山崎 翔子

お問合せ先 阿見町農業委員会事務局 ☎ 029-888-1111 内線 711 または 386